

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（827））
2. 日 時：平成30年4月2日 10時00分～11時50分
3. 場 所：原子力規制庁 8階A会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

宮本管理官補佐、村上主任安全審査官、高木安全審査官、田尻安全審査官、
関根技術研究調査官、土野技術参与、

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 他12名

東北電力株式会社：原子力部（原子力技術） 副長 他1名

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部設備技術グループ 担当 他2名

中部電力株式会社：原子力部 設備設計グループ 主任 他1名

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 保守部 機械保守課 副課長 他1名

中国電力株式会社：電源事業本部（原子力運営） 副長 他1名

電源開発株式会社：原子力技術部 設備技術室 担当 他1名

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、3月27日及び本日の提出資料に基づき、東海第二発電所の工事計画認可申請に係る基本方針について、説明があった。
- (2) 原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

<発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書>

- 格納容器内の火災影響評価を説明すること。
- 放射線分解により発生する水素対策については、旧保安院の指示文書による対策と、社団法人火力原子力発電技術協会「BWR 配管における混合ガス（水素・酸素）蓄積防止に関するガイドライン」による対策との関係を整理し、漏れなく対策が取られていることを説明すること。
- 火災区域又は区画の設定の根拠となるタービン建屋内主蒸気配管の安全重要度分類PS2の範囲について、当初設計の考え方を説明すること。

<燃料取扱設備、新燃料貯蔵設備及び使用済燃料貯蔵設備の核燃料物質が臨界に達しないことに関する説明書、使用済燃料貯蔵槽の水深の遮蔽能力に関する説明書>

- 使用済燃料プール内の制御棒吊り下げ管理の方針を説明すること。
- 無限増倍率1.3の評価条件について、評価ピーク値に不確かさ等を考慮しても厳しい条件であることを説明すること。

- (3) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 火災による損傷防止（安全機能を有する機器等の抽出について）
- ・ 工事計画に係る補足説明資料 補足-180-4【使用済燃料貯蔵槽の水深の遮蔽能力に関する説明書に係る補足説明資料】
- ・ 使用済燃料貯蔵槽の水深の遮蔽能力に関する説明書